

事 務 連 絡

平成 28 年 10 月 4 日

各都道府県衛生主管部（局）薬務主管課御中

厚生労働省医政局経済課

セルフメディケーション税制の適用を受ける際に必要となる
証明書類（レシート等）の記載事項に係る周知について

平成 29 年 1 月 1 日から始まるセルフメディケーション税制の運用に向け、制度の適用を受けるために必要な確定申告の際に提出しなければならない書類となるレシート等において記載すべき事項を決定いたしました。

このため、平成 28 年 10 月 4 日付厚生労働省医政局経済課の事務連絡「セルフメディケーション税制の適用を受ける際に必要となる証明書類（レシート等）の記載事項について」（別添）を全国家庭常備薬推進連合会、日本一般用医薬品連合会、日本医薬品卸業連合会、日本製薬団体連合会、日本チェーンドラッグストア協会、日本保険薬局協会、日本薬剤師会あてに送付し、会員企業等への周知の協力を要請したところです。

貴管内関係企業等に対しても周知方御協力をよろしくお願いいたします。



事 務 連 絡

平成 28 年 10 月 4 日

各 位

厚生労働省医政局経済課

セルフメディケーション税制の適用を受ける際に必要となる
証明書類（レシート等）の記載事項について

平成 29 年 1 月 1 日よりセルフメディケーション税制の運用が始まることに伴い、スイッチ OTC 医薬品を取り扱う各店舗におかれましては、確定申告の際、本税制の適用に係る証明書類であるレシート等について、購入品目が本税制対象品目であることがわかるよう、下記の点について御留意いただく必要があります。

貴会におかれましては、傘下企業様等あて周知いただくとともに、本税制の円滑な運用に向けて今後とも御理解、御協力いただきますようお願い申し上げます。

記

1. 証明書類には、①商品名、②金額、③当該商品がセルフメディケーション税制対象商品である旨、④販売店名、⑤購入日が明記されていることが必要です。
2. 1の③当該商品がセルフメディケーション税制対象商品である旨の明記について、キャッシュレジスターが発行するレシートで対応する場合は、ア又はイのとおりとすることが必要です。

- ア. 商品名の前にマーク（例えば「★」）を付すとともに、当該マークが付いている商品がセルフメディケーション税制対象商品である旨（例えば「★印はセルフメディケーション税制対象商品」）をレシートに記載
- イ. 対象商品のみの合計額を分けて記載



3. 1の①～⑤の事項が明記されているのであれば、キャッシュレジスターが発行するレシートであるか、手書きの領収書であるか等を問いません。

